

物品、委託役務関係の
入札参加資格登録をされている皆様へ

令和3年8月3日
大 阪 府

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
委託役務業務及び物品調達にかかる取扱いについて

この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等について、令和3年7月30日に国において緊急事態宣言がなされ、令和3年8月2日から本府がその対象地域となりました。これを受け委託役務業務及び物品調達に係る取扱いについて、令和2年4月9日付け及び令和3年1月14日付け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた委託役務業務及び物品調達にかかる取扱いについて」（別紙）により対応いたしますのでお知らせします。

【問い合わせ先】

総務部 契約局 総務委託物品課
TEL 06-6941-0351（内線 5375）

(別紙)

物品、委託役務関係の
入札参加資格登録をされている皆様へ

令和2年4月9日
大 阪 府

**新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
委託役務業務及び物品調達にかかる取扱いについて**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、国において緊急事態宣言がなされ、本府がその対象地域となったことから、大阪府緊急事態措置を策定したところです。これをうけ委託役務業務及び物品調達に係る取扱いについて、下記のとおりとしましたのでお知らせいたします。

記

1 契約中の委託役務業務及び物品調達に係る対応

(1) 対応の方針

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者から契約内容の見直し又は解除の申し出があった場合は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、受注者の申し出を尊重し、以下のとおり適切に対応することとします。

ただし、府民サービスに直結する業務等で履行されなければ府民生活に多大な支障をきたすものについては、この限りではありません。

(2) 委託役務業務

ア 受注者から業務の一部免除、一部期間の休止、延期等の申し出があった場合は、受注者と合意の上、必要な契約の変更等を行います。

イ 受注者から契約の解除の申し出があった場合は、受注者と合意の上、契約を解除します。

ウ 契約の変更又は解除を行う場合は、受注者の責に帰することができない理由に該当するものとし、違約金、損害金等の請求を行わず、入札参加停止措置についても行いません。

(3) 物品調達

ア 受注者から納期の延長の申し出があった場合は、受注者と合意の上、契約の変更を行います。

イ 受注者が契約の解除を申し出た場合は、受注者と合意の上、契約を解除します。

なお、一部の数量について納品できる場合は、その納品を受け、不足分につ

いて契約を解除します。

- ウ 契約の変更又は解除については、受注者の責に帰することができない理由に該当するものとし、違約金、損害金等の請求を行わず、入札参加停止措置についても行いません。

2 入札等手続中及び今後公告する委託役務業務及び物品調達について

(1) 適切な予定価格及び発注スケジュールの見直しについて

予定価格については、資材の価格、人件費等の経費が新型コロナウィルス感染症の拡大により影響を受けている場合は、見積書の再徴取などにより、最新の実勢価格等を踏まえた積算とします。

また、新型コロナウィルス感染症の影響に伴い、資材等の調達や人員の確保等が困難になるなどが予想されるため、発注スケジュールはこれらを考慮して行います。

(2) ヒアリング等の実施について

今後公告及び公募する案件については、当面の間、原則ヒアリングは実施しないこととします。

ヒアリングの実施が必要な場合や紙入札、総合評価入札、公募型プロポーザル等の手続きにあたって行う、説明会、評価委員会、プレゼンなどの実施については、以下の対応とします。

ア 5月7日以降にヒアリング、紙入札、説明会、評価委員会、プレゼン等（以下「ヒアリング等」という。）を延期できるものは、実施を延期する。

イ ヒアリング等を実施する必要がある場合は、電話やメールなどにより対面でない方法で実施を検討する。

ウ イの方法によることができず対面でヒアリング等を実施する場合は、最少人数で実施するよう出席者の調整を行い、風通しの悪い空間や至近距離で会話する環境での実施を避け、マスクを着用する等、感染予防の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

物品、委託役務関係の
入札参加資格登録をされている皆様へ

令和3年1月14日
大 阪 府

**新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
委託役務業務及び物品調達にかかる取扱いについて**

この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、国において、再度、緊急事態宣言がなされ、本府がその対象地域となりました。これをうけ委託役務業務及び物品調達に係る取扱いについて、引き続き令和2年4月9日付け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた委託役務業務及び物品調達にかかる取扱いについて」(別紙)により対応いたしますのでお知らせします。

なお、同文中の2(2)ア中、「5月7日以降」を「緊急事態措置期間経過後」に読み替えることとします。